

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

会津若松市農業委員会

平成 29 年 9 月 21 日 決定
令和 2 年 9 月 18 日 変更
令和 5 年 9 月 21 日 変更

第1 基本的な考え方

改正農業委員会法（以下「法」という。）が平成28年4月1日から施行され、「農地等の利用の最適化」の推進が農業委員会の必須事務として位置付けられた。

このような中、会津若松市においては平地や中山間地域など、それぞれの農地の利用状況や営農類型を踏まえつつ、地域の実態に応じた取組の推進や対策の強化が求められている。

とりわけ、大区画圃場整備が実施されていない中山間地域においては、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努める一方、平地においては、土地利用型の稲作が盛んなことから、地域計画（※1）に基づき農地中間管理事業を活用した利用調整を通して担い手への農地利用の集積・集約化を図る必要がある。

このように地域の条件を考慮しながら、活力ある農業・農村を築いていくため、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）が連携し「農地等の利用の最適化」を推進するための指針として、以下のとおり、具体的な目標や方法等を定めるものとする。

また、この指針は、福島県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び会津若松市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえつつ、当農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、委員の改選期を勘案し3年ごとに見直しを行うこととする。

なお、年度ごとの活動内容等については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（※2）」など国の通知等を踏まえ、目標等を設定するものとする。

※1 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したもの

※2 令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の解消

(1) 遊休農地の解消目標

区分	農地面積 A	遊休農地面積 B	割合 B/A
現 状／令和 5年3月	6,760.1ha	30.1ha	0.45%
3年後／令和 8年3月	6,678.3ha	28.3ha	0.42%
10年後／令和15年3月	6,457.4ha	27.4ha	0.42%

★ 農地面積には、遊休農地面積を含むため、農地利用集積目標の農地面積とは一致しない

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

ア 委員の担当制又はチーム制による農地法の規定に基づく利用状

況調査（以下「利用状況調査」という。）及び利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施に係る協議・検討を通して、調査の実効性を高めるとともに、その時期については、「農地法の運用について（※3）」など国の通知に基づき適切に設定する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、日常的に実施するものとする。

イ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図るとともに、農地法の規定に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構（福島県農業振興公社）との連携

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえつつ農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行うとともに、地域計画等との整合性を勘案しながら、守るべき農地を明確化する。

※3 平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消に係る進捗状況については、遊休農地の割合により評価する。また、単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（※2）」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 担い手への農地利用集積目標

区分	農地面積 A	利用集積面積 B	集積率 B/A
現 状／令和5年3月	6,730ha	4,280.1ha	63.6%
3年後／令和8年3月	6,650ha	4,782.3ha	71.9%
10年後／令和15年3月	6,430ha	5,582.3ha	86.8%

★ 担い手の定義：認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織等

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直し

当農業委員会は、各地域（1集落又は数集落）における人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組むこととする。

② 農地中間管理機構等との連携

当農業委員会は、会津若松市、農地中間管理機構、会津よつば農業協同組合等との連携を通して、次に掲げる区分に応じてリスト化を行い「地域計画」の作成や見直し、農地中間管理事業の活用について検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ア 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地

イ 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

ウ 利用権の設定期間が満了する農地

③ 農地の利用調整と利用権設定

各地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の

集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又はない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実情に応じた取組を推進する。

④ **所有者等を確知できない農地の取扱い**

所有者等を確知できない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通して利用権の設定が可能となる制度を活用しその有効利用に努める。

(3) **担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法**

担い手への農地利用の集積・集約化に係る進捗状況については、農地の集積率により評価する。

また、単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（※2）」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 **新規参入の促進**

(1) **新規参入の促進に係る目標**

区分	新規参入者数／個人 (新規参入者経営面積)	新規参入者数／法人 (新規参入者経営面積)
現 状／令和5年3月	52人 (97.4ha)	8法人 (48.6ha)
3年後／令和8年3月	70人 (102.8ha)	11法人 (56.1ha)
10年後／令和15年3月	112人 (115.4ha)	18法人 (73.6ha)

(平成26年度経営開始の新規就農分から計上)

★ **新規参入者の定義**

年間150日以上農業に従事する青年等（45歳未満の青年及び45歳以上65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者）

(2) **新規参入の促進に向けた具体的な推進方法**

① **関係機関との連携**

福島県、福島県農業会議及び農地中間管理機構等と連携し、農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② **新規就農フェア等への参加**

委員が新規就農フェア等への参加を通して新規就農希望者に係る情報収集に努めるとともに、会津若松市及び会津よつば農業協同組合等との連携を通して、その受入れとフォローアップ体制の構築に取り組む。

③ **企業参入の推進**

担い手が不足している地域では、企業参入が担い手の確保にあたり有効な手段の一つであることから、農地中間管理事業を活用し、企業参入の推進を図る。

④ **農業委員会のフォローアップ活動**

委員は、新規参入者（個人、法人）に係る地域の受入条件の整備に努めるとともに、相談役等の役割を担うものとする。

(3) **新規参入の促進の評価方法**

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（※2）」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 地域計画の目標を達成するための役割

会津若松市が策定した「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、当農業委員会は以下に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- (2) 農家への声掛け等による意向把握
- (3) 地域計画に位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- (4) 農地中間管理事業の活用に係る働きかけ
- (5) 「地域計画」の定期的な見直しへの協力